

令和8年度 就学援助制度について

経済的な理由により学用品費・学校給食費などの費用負担が大きいご家庭に、その一部を援助する就学援助制度を実施しています。なお、就学援助制度は、市又は学校への納入金を免除するものではありません。市又は学校への納入金は、市又は学校が指定する期日・方法により、必ず納入してください。

1 援助対象者

原則として、越谷市内に住民登録があり、国公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者、または、現に監護を行う者のうち、次のいずれかに該当する方

(1) 生活保護を受けている方

※「修学旅行費」及び「医療費」のみが対象となります。

個別に通知しますので、申請の必要はありません。

(2) 生活保護を受けておらず、別途定める就学援助の認定基準を下回る方

2 申請手続等

(1) 受付場所

例年と会場が異なります！ご確認ください

越谷市役所 エントランス棟2階会議室2-1 または **在籍校**

(6月1日(月)以降は、学務課窓口または在籍校)

(2) 受付期間 (土日祝日・年末年始除く)

令和8年4月10日(金) ~ 令和9年1月29日(金)

【受付時間】市役所: 午前8時30分 ~ 午後5時15分

在籍校: 各校の事務職員へお問い合わせください

【日曜受付】※市役所受付のみ

令和8年4月19日(日)・5月17日(日) 午前9時 ~ 午後3時

※令和8年5月29日(金)までに申請して認定された場合、4月1日から対象。

6月1日以降に申請して認定された場合、申請月の翌月から対象。

(3) 申請に必要なもの

① 申請書 (1世帯1枚)

※兄弟姉妹分併せて記入できます。記入欄が足りない場合は2枚目を使用してください。

② 振込先口座の通帳/キャッシュカード

※ゆうちょ銀行の場合はキャッシュカード不可

③ 印鑑

【該当者のみ】

④ 令和8年1月1日現在の住民登録地が越谷市外の方が世帯にいる場合

・令和8年度(非)課税証明書(所得証明書)

⑤ 同一住所に同居する世帯と生計を別にしてしている場合

・公共料金等の領収書(各世帯それぞれ直近3か月分)

⑥ 代理人が申請を行う場合

・委任状

※そのほか、ご世帯の状況等に応じて別途書類の提出を求められる場合がございます。

郵送やお子様を通しての申請はできません。
指定の受付場所で援助対象者の方が直接ご申請ください。

前年度に認定を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

1月に新入学準備費(新小1)を申請した方も入学後に再度申請が必要です。
ただし、1月の申請が否認定だった方は、新入学学用品費の対象にはなりません。

3 注意事項 ※以下、必ずお読みください。

《全員共通》

- 市民税・県民税の申告が済んでいない方は、判定ができませんので必ず申告をしてください。なお、申告がない場合、否認定となります。
- 令和8年1月1日現在越谷市に住所がある方は課税証明書の提出は不要です。
- 申請前の認定該当範囲かどうかの問い合わせは、家族構成等詳細不明なため正確な審査ができませんのでお答えいたしかねます。
- 申請後、口座変更、家族人数の増減等がある場合には必ず学務課までご連絡ください。

《令和8年1月1日現在の住民登録地が越谷市外の方が世帯にいる場合》

- 令和8年度(非)課税証明書(所得証明書)を令和8年1月1日現在の住民登録地から取り寄せてください。
- 令和7年12月31日時点で19歳以上の方全員分(働いていないため収入がない、扶養に入っている等の場合も含む)の提出が必要です。
- 概ね6月上旬に発行されますので、先に就学援助の申請をお済ませいただき、指定された期限までに教育委員会学務課へ提出してください。
なお、期限までに提出がない場合は、否認定となります。

《事由があり、代理人が申請を行う場合》

- 様式は任意でかまいませんが、必ず依頼者の氏名(自署による署名)・代理人の氏名・住所・生年月日が記入されている委任状をご持参ください。
なお、学務課に様式のご用意もございます。
- 必ず依頼者本人の直筆でご記入ください。
※代理人は申請日に18歳以上の方に限ります。申請時に身分の分かるものをご持参ください。

4 認定基準

総所得^{※1}から教育委員会の定める所得控除額^{※2}を差し引いた額が生活保護基準の1.3倍未満であること。

- ※1 所得とは総収入額から給与所得控除を差し引いた額です。
総所得は世帯の中で所得のある方全員の所得を合算します。
- ※2 対象となる所得控除は社会保険料(小規模企業共済等掛金を含む)・生命保険料・地震保険料とし、いずれも都道府県民税及び市区町村民税の算出時における控除額を準用します。

【認定基準額】 世帯構成や年齢等により異なりますので、下表は簡易な目安としてご覧ください。

世帯人数	2人	3人	4人	5人
世帯構成	母、小学生1人	父、母、 小学生1人	父、母、小学生1人、 中学生1人	父、母、小学生1人、 中学生1人、祖父
総所得	約225万円	約300万円	約385万円	約445万円

※世帯人数について

住民登録上の住所が同じである方(世帯分離含む)全員を世帯人数に含めて判定します。また、婚姻関係にある場合や生計を同一としている場合は、別住所であっても世帯人数に含めます。(例:単身赴任、別居婚、離婚前提の別居 等)

5 支給日 ※変更になる場合があります

	支給予定日	支給対象月
1	9月24日(木)	4月～7月分
2	12月22日(火)	8月～11月分
3	3月23日(火)	12月～3月分

【お問合せ先】

越谷市教育委員会学校教育部学務課(市役所第二庁舎3階)
直通電話 048-963-9281
午前8時30分～午後5時15分まで(土日祝日を除く)

【よくある質問（Q & A）】

Q1. 印鑑は振込先口座の登録印と同じものでなくてはいけませんか？

A1. いいえ。認印でもかまいません。

Q2. 小学生1人と中学生1人子供がいます。申請書は2枚提出しなければいけませんか？

A2. いいえ。1世帯につき1枚で結構です。在籍校に提出する場合は、兄弟姉妹併せてご記入いただき、小学校または中学校のどちらか一方にご提出ください。

Q3. 申請には申請者本人が行かなければいけませんか？

A3. いいえ。保護者の方であれば委任状不要で手続きが可能です。ただし、申請者と来場者が異なる場合には、申請書に必ず押印をお願いします。

なお、保護者の方が手続きに来られない場合は委任状を持参してください。ただし、代理人は申請日時点で18歳以上の方に限ります。

Q4. 本年1月1日現在は越谷市に住んでいましたが(非)課税証明書は必要ですか？

A4. 不要です。ただし、市民税・県民税の申告が済んでいない場合は、所得の有無にかかわらず必ず申告をしてください。

Q5. (非)課税証明書は申請時に必要ですか？

A5. 5月29日(金)までの申請に際しては不要です。先に就学援助の申請をお済ませいただき、指定された期限までに教育委員会学務課へ提出してください。

Q6. (非)課税証明書はいつ、どこで発行できますか？

A6. 概ね6月上旬に発行されます。詳しくは本年1月1日現在に住民登録のあった自治体にお問い合わせください。

Q7. 前年度、所得はありませんでしたが市民税・県民税の申告は別途必要ですか？

A7. 状況によって必要です。税担当課にお問い合わせください。前年12月31日時点で19歳以上の方全員分(働いていないため収入がない、扶養に入っている等の場合も含む)を提出してください。

Q8. 学校に申請書類を提出したいのですが、どこに持っていけばいいですか？

A8. 職員室の事務担当教職員にご提出ください。

Q9. 振込先口座の通帳またはキャッシュカードはコピーで代用できますか？

A9. 代用可能です。口座番号等の確認できる通帳の見開き1ページ目のコピーをご提出ください。ただし、ゆうちょ銀行をご指定の場合は、通帳の見開き1ページ目に口座番号等の印字があるもののみ有効で、印字のない通帳及びキャッシュカードのコピーはお取り扱いできません。

Q10. ネットバンク利用のため通帳がありません。何を提示すればよいですか？

A10. 申請時、スマートフォン上のアプリ等の画面を確認させていただきます。画面を見せることに抵抗がある方は、お手数ですが、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人のわかる画面のスクリーンショットを印刷のうえご持参ください。

Q11. 公共料金の領収証がオンライン化され、持参できません。どうすればよいですか？

A11. お手数ですが、二世帯分の名義および領収のわかる画面のスクリーンショットを印刷のうえご持参ください。

Q12. 教育委員会から直接学校へ支給対象費用を振り込むことはできないのですか？

A12. できません。就学援助制度は、学校への納入金を免除するものではありません。学校への納入金は、学校が指定する期日・方法により、必ず納入してください。

Q13. 平日しか受付していないのですか？

A13. 原則として平日のみ受付可能です。ただし、令和8年4月19日(日)・5月17日(日)のみ日曜日に受付しています。 ※市役所のみ

Q13. 出張所でも受付していますか？

A13. していません。市役所または在籍校でのみ受付可能です。

Q15. 毎年度5月末日までに申請しないといけないのですか？

A15. いいえ。翌年の1月末日まで申請可能です。ただし6月1日以降に申請して認定された場合、申請月の翌月から対象となりますので、あらかじめご注意ください。

Q16. 家族構成など申請内容に変更がありましたがいづ、どのように報告すればいいですか？

A16. 学務課へ連絡の上、変更届出書をご提出ください。なお、申告がなかった場合、認定の取り消し及び返還の対象になることがありますのでご注意ください。

就学援助費目一覧表①

援助費の区分	援助費の内容	備 考
1 学用品費	筆記用具、ノート、辞典及び副読本等の児童生徒が通常必要とする学用品の購入費	実験・実習材料費を含む
2 通学用品費	通学用靴、上履き、帽子等の児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費	3及び4の受給者を除く
3 新入学準備費	小学校又中学校へ入学時に児童生徒が通常必要とする通学カバン（ランドセル）、通学用服、靴等の学用品や通学用品の購入費（支給時期は入学前）	同様の趣旨による受給者を除く
4 新入学児童生徒学用品費	小学校又は中学校へ入学時に児童生徒が通常必要とする通学カバン（ランドセル）、通学用服、靴等の学用品や通学用品の購入費（支給時期は入学後）	前年度就学援助申請者を除く
5 校外活動費（宿泊無）	児童生徒が学校行事として実施される遠足、社会科見学、芸術鑑賞会等の校外活動のうち、宿泊を伴わないものに参加した場合、交通費及び見学料等の保護者が負担すべきこととなる経費	芸術鑑賞会については、学校内で実施される場合も含む
6 校外活動費（宿泊有）	児童生徒が学校行事として実施される林間学校、スキー教室、自然教室及び特別支援学級における合同宿泊学習の校外活動のうち、宿泊を伴うものに参加した場合、交通費、宿泊費、見学料等の保護者が負担すべきこととなる経費	小学校で1回、中学校で1回に限る
7 修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加した場合、交通費、宿泊費、見学料等の保護者が負担すべきこととなる経費	小学校で1回、中学校で1回に限る
8 医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定められている疾病に罹患した場合で、当該疾病の治療に要する医療費のうち、保護者が負担すべきこととなる金額	
9 スポーツ振興センター保護者負担金	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第17条第4項に規定する保護者が負担すべきこととなる金額	
10 学校給食費	児童生徒の保護者が給食費として負担すべきこととなる金額。ただし、疾患及び食物アレルギーにより給食を喫食できない場合は給食費相当額	
11 児童生徒会費	小学校の児童会費又は中学校の生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費	

就学援助費目一覧表②

援助費の区分	対象学年	支給基準額年額（円）	支給月	備 考
1 学用品費	小学1～6年	11,630	9月・12月・3月	
	中学1～3年	22,730		
2 通学用品費	小学2～6年	2,270		
	中学2～3年			
3 新入学準備費	就学予定者	64,300	3月	同様の趣旨による支給を受けていない者のみ対象
	小学6年	81,000	12月・3月	同様の趣旨による支給を受けていない者のうち、11月1日時点認定者は12月に支給
4 新入学児童生徒学用品費	小学1年	57,060	9月	前年度就学援助を申請していない者のうち、4月認定者のみ対象
	中学1年	63,000		
5 校外活動費（宿泊無）	小学1～6年	1,600	随時	回数によらず金額の範囲内で支給
	中学1～3年	2,310		
6 校外活動費（宿泊有）	小学1～6年	3,690		小学校で1回、中学校で1回に限る
	中学1～3年	6,210		
7 修学旅行費	小学1～6年	22,690	12月・3月	小学校で1回・中学校で1回に限る
	中学1～3年	60,910		
8 医療費	小学1～6年 中学1～3年	保護者が負担する金額	随時	他制度との調整あり
9 スポーツ振興センター保護者負担金	小学1～6年 中学1～3年	460	9月	4月又は5月認定者のみ対象
10 学校給食費	小学1～6年	44,000	9月・12月・3月	
	中学1～3年	53,350		
11 児童生徒会費	小学1～6年	4,650		徴収している学校のみ対象。金額の範囲内で支給
	中学1～3年	5,550		

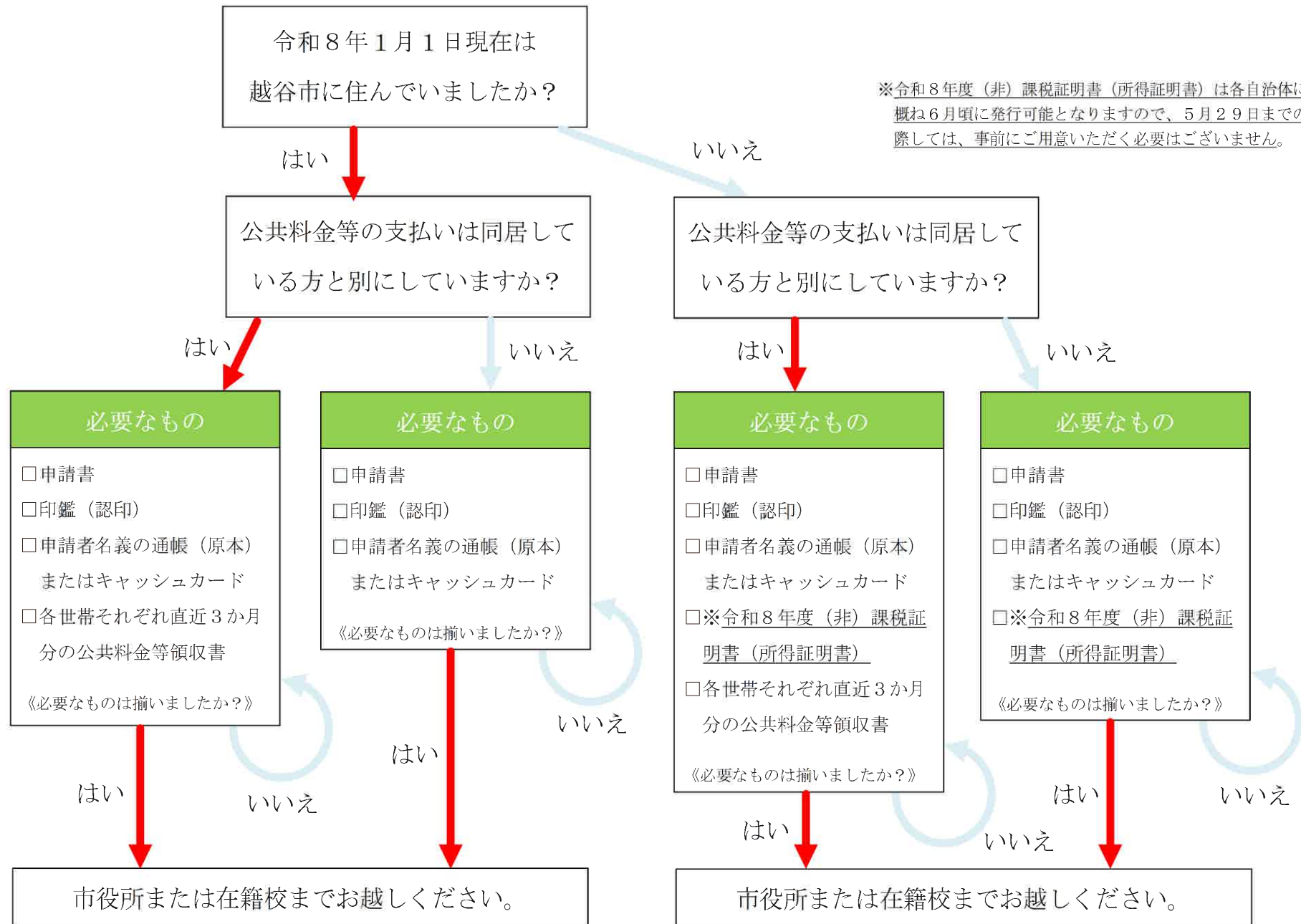
※支給額は、支給基準額と実際に要した費用の額のいずれか低い金額とする。

※年間支給限度額は、認定月、学年、市外への転出等で異なる。

◆前年度からの変更点◆

就学予定者・小学6年の新入学準備費の支給額を増額します。

就学援助申請フローチャート



受付開始前は受付できません。

記入例

記入しないこと

受付番号

秘

就学援助費受給申請書 (令和8年度)

越谷市長 宛

次のとおり相違ないので、就学援助費の受給を申請します。なお、この申請に
基
養
地
の
提供を求めると同意し

2枚目以降も必ず記入

申請年月日

令和 8年 4月 10日

フリガナ 申請者氏名 (保護者氏名)	越 谷 一 郎	日 中 の 連 絡 先	(9 6 3) 9 2 8 1
住 所	〒343-0813 越谷市 越ヶ谷4-2-1	就学援助費の受領につきましては、下記の口座を指定します。	金融機関コード 0017 店番 506
今年(令和8年)1月2日以降の転入者のみ記入	令和8年4月2日転入	金融機関	埼玉りそな 銀行 金庫・農協 越谷 支店
今年(令和8年)1月1日現在の住民登録地	春日部市中央6-2	ゆうちょ銀行	店名
昨年度、就学援助費の受給の有無	有・無	フリガナ	コシガヤ イチロウ
生活保護申請の有無または受給の有無	有・無	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
親権の有無	有・無	口座名義人 (保護者氏名)	越 谷 一 郎
世帯全員の市民税・県民税の申告が済んでいる	済んでいる・済んでいない	※ゆうちょ銀行は、店名・店番各3ケタ+口座番号7ケタで記入してください。	
児童生徒欄 (就学予定者)	フリガナ 氏 名	学校名	学年・組
児童生徒氏名 (就学予定者)	越 谷 次 郎	中央 小 学 校	3年 1組
児童生徒氏名 (就学予定者)	越 谷 三 郎	越ヶ谷 中 小 学 校	6年 1組
児童生徒氏名 (就学予定者)	越 谷 四 郎	越ヶ谷 中 小 学 校	新1年 組
児童生徒氏名 (就学予定者)		学 校	月 日
家族欄 (家族、児童生徒、同居親戚、同居の兄弟姉妹、同居の兄弟姉妹の配偶者、同居の兄弟姉妹の子を含まない)	フリガナ 氏 名	職業又は 学 校	生 年 月 日
越 谷 一 郎	会 社 員	S 5 2 年	4 月 2 日
越 谷 花 子	無 職	S 2 7 年	4 月 2 日
越 谷 太 郎	私立中学校	H 2 3 年	4 月 2 日
埼玉 良 男	自 営 業	S 5 1 年	4 月 2 日
日 本 和 代	パ ー ト	S 4 6 年	4 月 2 日
計	世帯員数 8 人	※この欄は、1月1日以降家族構成等に変更があった人・転出等	

住所が上記住所と同じ場合は『同上』と記入してください。

同じであること

小・中学校に通っているお子さん、入学予定のお子さんを兄弟姉妹まとめて記入してください。(私立・特別支援学校等は家族欄へ)

家族欄には、住民票上別であっても、同居所に登録している方(生計を同一とする祖父母、その他家族、同居人等)全員を記入してください。なお、記入欄が足りない場合は申請用紙をコピーしてお使いください。

同じであること

委任状
私は次のことを越谷市教育委員会に委任し、就学援助費の受給にあたり、私が市又は学校に納入すべき費用に未払があった場合、充当処理すること。

令和 8年 4月 10日

住所 越谷市越ヶ谷4-2-1

保護者氏名 越 谷 一 郎

2枚目以降も必ず記入

※担当課使用欄 システム入力者サイン



就学援助費受給申請書（令和8年度）

越谷市長 宛

受付番号

次のとおり相違ないので、就学援助費の受給を申請します。なお、この申請に基づき、私と家族、同居人に係る公簿等（住民基本台帳、生活保護及び児童扶養手当受給状況、課税資料等をいう。）を確認すること及び必要に応じて他の地方公共団体に対し、就学援助費の支給等に係る情報を提供すること又は情報の提供を求めることに同意します。

申請年月日 令和 年 月 日

Main application form with sections for applicant info, residence, income, and family details.

委任状 (Authorization) section with fields for date, address, and signature.

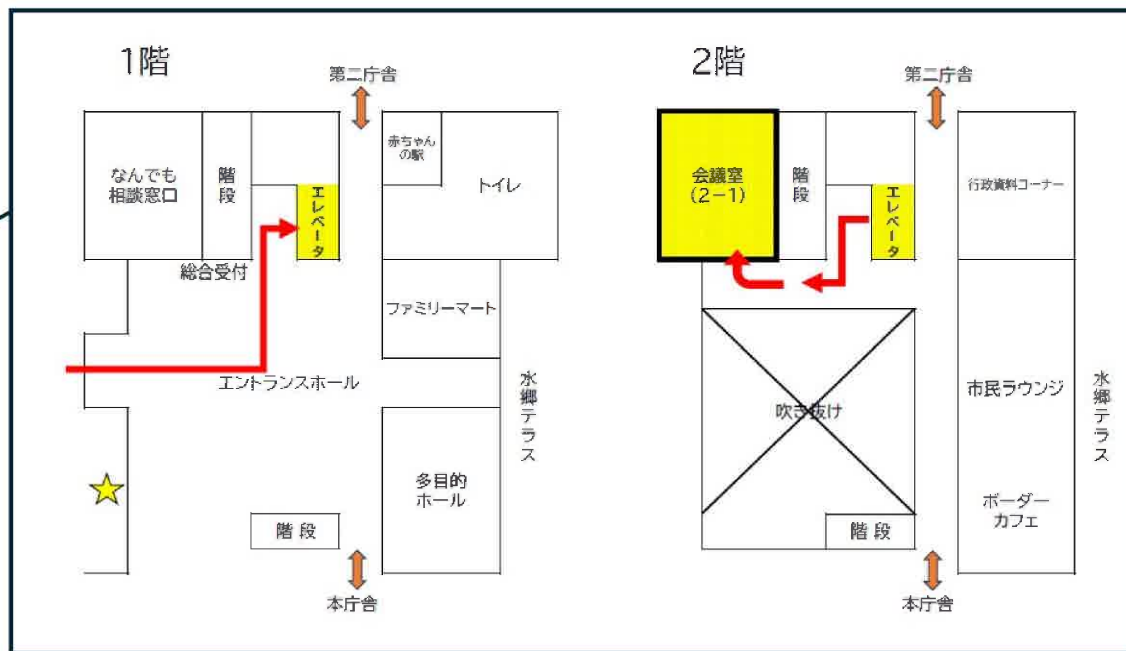
Bottom section with system user signature line and a box.

市役所の申請会場が**エントランス棟2階**に変更になりました

思いやり駐車場制度

■ 車椅子使用者用
駐車区画

□ 優先駐車区画



【申請会場までの行き方】

エントランス棟は本庁舎と第二庁舎の間にあります。

ガーヤちゃんのポスト(★)が目印です。

正面入り口から入り、

ファミリーマート手前のエレベーターで2階へ上がってください。

エレベーターを降りたら、案内看板に沿って会場までお進みください。

★ :ガーヤちゃんのポスト

